

公 告

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和8年5月12日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和8年5月12日

岐阜県知事 江崎 禎英

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

羽島 W i n g 1 5 1

羽島市小熊町島1丁目46 外51筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コノミヤ

代表取締役 芋縄 隆史

大阪市鶴見区今津南一丁目5番32号

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

項目	変更前	変更後
大規模小売店舗について小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	9:00～21:00	一部 0:00～翌0:00 その他 9:00～21:00
来客が駐車場を利用できる時間帯	8:30～21:30	駐車場① 0:00～翌0:00 (一部 6:00～23:00) 駐車場② 6:00～23:00 駐車場③ 0:00～翌0:00

4 届出年月日

令和8年4月30日